

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築**

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(課題と対応)

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)

○母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において

ひとり親家庭等自立支援関係の平成30年度予算案 (厚生労働省関係)

3,508億円 (3,520億円)

支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 87百万円
- 配偶者からの暴力(DV)防止など、婦人保護事業の推進 182億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 3百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 児童扶養手当の支給 1,711億円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 32億円
- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 養育費相談支援センター事業 56百万円
- 未婚のひとり親家庭の母(父)に対する寡婦(夫)控除のみなし適用

学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 47億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施
 - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)

仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 122億円の内数
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給
 - ・自立支援教育訓練給付金の支給
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の実施(再掲)
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 88億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 35億円の内数
- トライアル雇用奨励金の活用 24億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 468億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 741億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施 36億円の内数
 - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
 - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施
- 公共職業訓練におけるe-ラーニングコースの新設【新規】 41百万円の内数

住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」

※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

教育の支援

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援（拡充） 【47億円】
- 児童養護施設等で暮らす子どもへの学習支援（事業費全体として拡充） 【児童入所施設措置費等1,266億円の内数】

○その他の教育支援

- 生活保護制度による教育扶助 【生活保護費負担金2.9兆円の内数】
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学への支援（新規） 【17億円】

生活の支援

○保護者の生活支援

- 生活困窮者自立相談支援事業（事業費全体として拡充） 【生活困窮者等に対する自立支援策432億円の内数】
- 生活困窮者家計相談支援事業（事業費全体として拡充） 【生活困窮者等に対する自立支援策432億円の内数】
- 相談窓口のワンストップ化の促進（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 家計管理・生活支援講習会等事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 相談支援事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 「子育て安心プラン」の推進（事業費全体として拡充） 【保育所等整備交付金664億円の内数、保育対策総合支援事業費補助金381億円の内数】
- 情報交換事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 養育費等支援事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】

生活の支援（続き）

○子供の生活支援

- 子どもの生活・学習支援事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 社会的養護自立支援事業（拡充） 【児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数】

○関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- 生活困窮者等に対する自立支援策（拡充） 【生活困窮者等に対する自立支援策432億円の内数】

○子供の就労支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 新卒者等に対する就労支援 【新卒者等に対する就労支援に係る経費92億円の内数】
- ハローワーク等におけるフリーター等の支援（事業費全体として拡充） 【ハローワーク等におけるフリーター等の支援に係る経費43億円の内数】
- ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 【ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援の実施に係る経費12億円の内数】
- 若者職業的自立支援推進事業（事業費全体として拡充） 【若者職業的自立支援推進事業39億円の内数】

○支援する人員の確保等

- 児童養護施設等の体制整備（事業費全体として拡充） 【児童入所施設措置費等1266億円の内数】
- 里親制度等広報啓発事業（拡充） 【0.6億円】
- 乳児院等多機能化推進事業の創設（新規） 【児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数】
- 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業（新規） 【児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数】
- 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業（新規） 【0.2億円】
- 児童相談所の相談機能強化等（事業費全体として拡充） 【児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数】
- ひとり親家庭等の相談関係職員等の資質向上（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数、被保護者就労準備支援等事業31億円の内数】
- 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 【0.7億円】

生活の支援（続き）

○その他の生活支援

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の実施（事業費全体として拡充） 【母子保健医療対策総合支援事業215億円の内数】
- 生活困窮者住居確保給付金（事業費全体として拡充） 【生活困窮者等に対する自立支援策432億円の内数】

保護者に対する就労の支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援（事業費全体として拡充）
【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数、公的職業訓練関連予算818億円の内数、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）24億円の内数、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）468億円の内数】
- ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給（拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- 生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援（事業費全体として拡充）
【生活困窮者等に対する自立支援策432億円の内数、生活保護費負担金2.9兆円の内数】
- ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】
- ひとり親家庭の在宅就業の推進（事業費全体として拡充） 【母子家庭等対策総合支援事業122億円の内数】

経済的支援

- 児童扶養手当の支給（拡充） 【1711億円】
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（拡充） 【32億円】
- 養育費相談支援の実施 【0.6億円】

調査研究

- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 【保健福祉調査委託費（本省費）0.9億円】

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成30年4月からの見込み額）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・全部支給（2人世帯） 130万円 → 160万円（平成30年8月分から実施予定）
- ・一部支給（2人世帯） 365万円 → 据え置き

6. 受給状況

・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

7. 予算額（国庫負担分） [30年度予算案] 1,710.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当制度の改善事項（案）

1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

<内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする（次期通常国会に法案を提出予定）。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

<内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

<内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）抜粋

平成二十八年四月二十八日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。
- ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体に取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げについて（案）

概要

- 全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。
※ 一部支給及び扶養義務者等所得制限限度額は据え置き
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

2018年度（平成30年度）予算（案）

国費：1,711億円（対前年度▲72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円

うち、所得制限限度額引き上げによる所要額（4ヶ月分）

国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円

（平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

<所得制限限度額表>

扶養親族等の数	受給資格者本人						孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給				一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	収入ベース (H30.8～)	所得ベース	所得ベース (H30.8～)	収入ベース	所得ベース		
0	920,000	1,220,000	190,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

※ 児童扶養手当の一部支給額を算出するための係数は、例年のとおり2018年（平成30年）1月末の全国消費者物価指数の実績値の公表をもって情報提供を行う予定である。